

## 上越市スポーツ振興奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等のスポーツ活動の振興を図るため、全国大会及び国際大会（以下「全国大会等」という。）に出場する人及び団体に対し、予算の範囲内で交付する上越市スポーツ振興奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる人及び団体（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる人又は団体とする。

- (1) 本市に住所を有する人（現に本市に住所を有していないが市内に所在する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に在学した経歴のある人を含む。）で、全国大会等に出場するもの（次号の出場団体の選手として出場する人を除く。以下「個人出場者」という。）又はその保護者
- (2) 市内に所在する学校又はスポーツ団体で、全国大会等の団体種目（5人以上で行われる種目をいう。）に出場するもの（以下「出場団体」という。）
- (3) その他市長が特に認める人又は団体

(全国大会等の範囲)

第3条 奨励金の交付の対象となる全国大会等は、次のとおりとする。

- (1) 全国大会 国、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟その他の全国的に組織された団体又はその加盟団体が主催する大会で、出場者が県大会等の選考を経て出場するもの
- (2) 国際大会 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会又は国際的競技団体が主催する国内又は海外で行われる大会で、出場者が予選会等の選考を経て日本代表選手として出場するもの
- (3) その他市長が特に認める大会

2 奨励金の交付の対象となる種目は、公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟する中央競技団体が行う種目とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、全国大会等への1回の出場（複数の種目に出場する場合を含む。）につき、次の表の第1欄に掲げる交付対象者の区分に応じ、同表の第2欄から第5欄までに定める額とする。

交付対象者	全国大会	国際大会	市長が特に認める大会で、全国大会に類するもの	市長が特に認める大会で、国際大会に類するもの
個人出場者又はその保護者	10,000円	30,000円	10,000円	30,000円
出場団体	50,000円	150,000円	50,000円	150,000円
市長が特に認める人	10,000円	30,000円	10,000円	30,000円
市長が特に認める団体	50,000円	150,000円	50,000円	150,000円

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、市長が別に定める奨励金交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、交付を適当と認めるときは、奨励金を交付するものとする。

(結果報告)

第7条 奨励金の交付を受けた人又は団体は、大会の終了後、速やかに次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 成績等の結果
- (2) その他市長が必要と認める事項

(奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた人又は団体で、大会に出場しなかったもの又は偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたものに奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市スポーツ振興奨励金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある上越市スポーツ振興奨励金の交付について適用し、同日前に申請のあった上越市スポーツ振興奨励金の交付については、なお従前の例による。